

川西市事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 39 号

川西市事務処理規則の一部を改正する規則

川西市事務処理規則（昭和42年川西市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(課長等の職責)	(課長等の職責)
第5条 課長（総合センター所長、 <u>アステ</u> 市民プラザ所長、こども若者相談センター所長及び保健センター・予防歯科センター所長を含む。以下同じ。）は、所属副部長（会計課にあつては会計管理者。以下同じ。）の命を受け、所属職員を指揮監督して、決定された基本計画に基づき、所管事務について実施計画を立案し、所管事務の執行に当たる。	第5条 課長（総合センター所長、こども若者相談センター所長及び保健センター・予防歯科センター所長を含む。以下同じ。）は、所属副部長（会計課にあつては会計管理者。以下同じ。）の命を受け、所属職員を指揮監督して、決定された基本計画に基づき、所管事務について実施計画を立案し、所管事務の執行に当たる。
2～8 (略)	2～8 (略)
9 課長補佐（総合センター所長補佐、 <u>アステ</u> 市民プラザ所長補佐、こども若者相談センター所長補佐及び保健センター・	9 課長補佐（総合センター所長補佐、こども若者相談センター所長補佐及び保健センター・

<p>予防歯科センター所長補佐を含む。以下同じ。)は、所属課長の職務を補佐し、所属課長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(市長の決裁を要する事項)</p>	<p>含む。以下同じ。)は、所属課長の職務を補佐し、所属課長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(市長の決裁を要する事項)</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>2 前項に規定する市長の決裁を要する事項は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>2 前項に規定する市長の決裁を要する事項は、おおむね次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(30) 略</p>	<p>(1)～(30) (略)</p>
<p>(32) 1件5,000万円以上の工事に係る設計、監理、測量及び調査委託業務の施行の決定並びに委託契約に関すること。</p>	<p>(32) 1件5,000万円以上の工事に係る設計、監理、測量及び調査委託業務並びに<u>その他の委託業務</u>の施行の決定並びに委託契約に関すること。</p>
<p>(33) 1件5,000万円以上の<u>物品購入の決定及び購入並びに単価契約の締結</u>に関すること。</p>	<p>(33) 1件5,000万円以上の<u>使用及び賃借の決定並びに契約の締結</u>に関すること。</p>
<p>(34)～(46) (略)</p>	<p>(34) 1件5,000万円以上の物品及び財産の購入の決定及び契約の締結に関すること。</p>
<p>(34)～(46) (略)</p>	<p>(35)～(47) (略)</p>
<p>別表第1 (別紙1)</p>	<p>別表第1 (別紙1)</p>
<p>別表第2 (別紙2)</p>	<p>別表第2 (別紙2)</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第1

共通専決事項（第11条、第12条関係）

1・2 （略）

3 財務に関する事項（歳入歳出予算の執行に関する事項を除く。）

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
9 物品購入の決定及び購入並びに単価契約の締結に関すること。	20,000,000円以上50,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
10 物品の移管及び廃棄を決定すること。				○
11～13 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)

4 歳入歳出予算の執行に関する事項

(1) （略）

(2) 歳出予算の執行

表 （略）

備考

1～4 （略）

5 1つの支出負担行為において、複数の支出負担行為書を作成する場合のそれぞれの支出負担行為書の決裁区分は、それぞれの支出負担行為書の金額による。

6 複数の支出負担行為を合わせて決裁を受ける場合の支出負担行為書の決裁区分は、当該支出負担行為のうち、最も大きい金額による。

## 別表第1

共通専決事項（第11条、第12条関係）

1・2 （略）

3 財務に関する事項（歳入歳出予算の執行に関する事項を除く。）

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
9 使用及び賃借の決定並びに契約の締結に関すること。	20,000,000円以上50,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
10 物品及び財産の購入の決定及び契約の締結に関すること。	20,000,000円以上50,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
11 物品の移管及び廃棄を決定すること。	5,000,000円以上10,000,000円未満	1,000,000円以上5,000,000円未満	100,000円以上1,000,000円未満	100,000円未満
12～14 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)

4 歳入歳出予算の執行に関する事項

(1) （略）

(2) 歳出予算の執行

表 （略）

備考

1～4 （略）

5 1つの支出負担行為において、複数の支出負担行為書を作成する場合（複数の予算科目にまたがる場合、年度をまたぐ場合等を含む。）のそれぞれの支出負担行為書の決裁区分は、それぞれの支出負担行為書の金額による。

6 複数の支出負担行為（複数の相手に支出する場合を含む。）を合わせて決裁を受ける場合の支出負担行為書の決裁区分は、当該支出負担行為のうち、最も大きい金

額による。

## 別表第2

## 個別専決事項（第11条、第12条関係）

1～5（略）

## 6 企画財政部企画政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
6 川西市ふるさとづくり寄附金の推進に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
7～11（略）	(略)	(略)	(略)	(略)

7～10（略）

## 11 総務部契約検査課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
17 契約の締結に関すること。				
(1) 工事契約金額	50,000,000円以上	10,000,000円以上50,000,000円未満		10,000,000円未満
(2) 工事に係る設計、監理、測量及び調査委託契約並びにその他の委託の契約金額	20,000,000円以上	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
(3) 物品購入及びそれ以外の契約の契約金額	20,000,000円以上	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
(略)				

備考 (略)

12～15 (略)

16 市民環境部生活安全課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく立入検査に関すること。				○

17 市民環境部市民課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
8 住居表示に係る町割及び町名の設定に関すること。		軽易なもの		
(略)				

18 市民環境部アステ市民プラザに関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
アステ市民プラザの使				○

用許可を行うこと。

1.9 市民環境部産業振興課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
1.1 農林水産業団体との連絡に関する こと。				○
1.2 病虫害対策の計 画を決定すること。		○		
1.3 病虫害対策を実 施すること。				○
1.4・1.5 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2.0 市民環境部文化・観光・スポーツ課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 文化行政の企画調 整及び推進に関する こと。		重要なもの		軽易なもの
2 都市交流の推進に 関すること。		○		
3 川西市文化協会、 川西市観光協会に関 する事務を処理する こと。				○
4 ギャラリーかわに しの使用許可を行う こと。				○
5 観光事業の計画を 決定すること。		軽易なもの		
6 観光事業を実施す ること。				○

7	観光戦略の総合調整に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
8	知明湖キャンプ場の維持管理に関すること。				○
9	スポーツ振興施策の企画調整及び推進に関すること。		重要なもの		軽易なもの
10	スポーツ推進委員会等開催に関する事務を処理すること。				○
11	各種行事を開催し、実施すること。				○
12	市民スポーツ関係団体に関する事務を処理すること。				○
13	社会体育施設及び東久代運動公園の維持管理に関すること。				○
14	東久代運動公園の占用に関すること。		○		
15	川西市黒川里山センターの維持管理に関すること。				○

2.1 市民環境部環境政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
----	-----	----	-----	----

(略)				
8 特定施設に係る審査及び経由事務に関すること。				○
9 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録及び予防注射に関すること。				○
10 畜犬等に関すること。				○
11 空地管理の指導に関すること。				○

## 2.2 市民環境部生涯学習課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 生涯学習事業の企画立案及び調整に関すること。		重要なもの	軽易なもの	
2 講座等の実施に関すること。			重要なもの	軽易なもの
3 各種行事を開催し、実施すること。				○
4 文化財保護に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの
5 所管に属する社会教育施設の使用許可を行うこと。				○
6 所管に属する社会				○

<p>教育施設の維持管理 に関すること。</p>				
<p>7 所管に属する備品 の管理及び貸出しを すること。</p>				○
<p>8 児童生徒に対する 地域支援施策（地域 学校協働本部に関す ることを除く。）の 実施に関すること。</p>		重要なもの	比較的重要な もの	軽易なもの

2 3 美化衛生部美化推進課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
3 大そうじの実施に関すること。		○		
(略)				

2 4 (略)

2 5 福祉部地域福祉課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
1 2 高齢者の生きがいづくりに関すること。				○

--	--	--	--	--

備考 (略)

26～28 (略)

29 こども未来部こども政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
3 青少年支援施策の推進に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

30 (略)

31 こども未来部こども若者相談センターに関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
7 教育相談に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

32～37 (略)

38 都市政策部建築指導課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
1.2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断及び耐震改修の認定等（住宅政策課に属するものを除く。）に関すること。		重要なもの		軽易なもの
(略)				
1.4 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定に関すること。				○
1.5 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等（住宅政策課に属				○

するものを除く。)				
に関すること。				
16 (略)	(略)			
17 マンションの建 替え等の円滑化に関 する法律（平成14 年法律第78号）に 基づく除却の必要性 に係る認定及び容積 率の許可に関するこ と。				○
18～32 (略)	(略)			
33 宅地造成及び特 定盛土等規制法に基 づく工事検査に関す ること				○
34 建築基準法及び 都市計画法に関する 統計調査等の照会、 回答、閲覧並びに建 築基準法、都市計画 法及び宅地造成及び 特定盛土等規制法に 関する証明書、図面 等の謄本又は抄本の 交付に関すること				○

39 都市政策部住宅政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				

<p>2 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。</p>		<p>重要なもの</p>	<p>比較的重要なもの</p>	<p>軽易なもの</p>
<p>3 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。</u></p>				<p>○</p>
<p>4 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住宅に関するものに限る。）に関すること。</u></p>				<p>○</p>
<p>5 (略)</p>	<p>(略)</p>			
<p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画の認定に関すること。</p>				<p>○</p>

7 (略)	(略)			

40 都市政策部資産活用課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 普通財産の処分に 関すること。	5,000,000 円以 上 10,000,000 円未満	1,000,000 円以 上 5,000,000 円未満	100,000 円以上 1,000,000 円未 満	100,000 円未満
2 不用品の処分に 関すること。	5,000,000 円以 上 10,000,000 円未満	1,000,000 円以 上 5,000,000 円未満	100,000 円以上 1,000,000 円未 満	100,000 円未満
3・4 (略)				○

41～46 (略)

(別紙2)

(改正後)

別表第2

個別専決事項（第11条、第12条関係）

1～5 （略）

6 企画財政部企画政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
6～10 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)

7～10 （略）

11 総務部契約検査課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
17 契約の締結に関すること。				
(1) 工事契約金額	50,000,000円以上90,000,000円未満	10,000,000円以上50,000,000円未満		10,000,000円未満
(2) 工事に係る設計、監理、測量及び調査委託契約並びにその他の委託の契約金額	20,000,000円以上50,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
(3) 物品購入及びそれ以外の契約の契約金額	20,000,000円以上50,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満		10,000,000円未満
(略)				

備考 (略)

12～15 (略)

16 市民環境部生活安全課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく立入検査に関すること。				○
10 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録及び予防注射に関すること。				○
11 畜犬等に関すること。				○

17 市民環境部市民課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
8 住居表示を実施するための町割及び町名の設定に関すること。		軽易なもの		
(略)				

1.8 市民環境部産業振興課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
1.1 農林水産業団体との連絡に関すること。				○
1.2・1.3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1.4 川西市ふるさとづくり寄附金の推進に関すること		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

19 市民環境部環境政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
----	-----	----	-----	----

(略)				
8 特定施設に係る審査及び経由事務に関すること。				○
9 <u>川西市森林環境譲与税基金に関すること。</u>		<u>重要なもの</u>	<u>比較的重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>
10 <u>森林の保全に関すること。</u>		<u>重要なもの</u>	<u>比較的重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>
11 空地管理の指導に関すること。				○

## 2.0 生涯学習部生涯学習政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 生涯学習事業の企画立案及び調整に関すること。		重要なもの		軽易なもの
2 講座等の実施に関すること。		重要なもの		軽易なもの
3 各種行事を開催し、実施すること。		重要なもの		軽易なもの
4 アステ市民プラザの使用許可を行うこと。				○

## 2.1 生涯学習部観光・文化財課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 川西市内の観光団体に関する事務を処理すること。				○
2 観光事業の計画を決定すること。		軽易なもの		
3 観光事業を実施す				○

ること。				
4 観光戦略の総合調整に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
5 知明湖キャンプ場の維持管理に関すること。				○
6 川西市黒川里山センターの維持管理に関すること。				○
7 文化財保護に関する事務を処理すること。		重要なもの		軽易なもの
8 所管に属する社会教育施設の使用許可を行うこと。				○
9 所管に属する社会教育施設の維持管理に関すること。				○

## 2.2 生涯学習部文化・スポーツ課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 文化行政の企画調整及び推進に関すること。		重要なもの		軽易なもの
2 都市交流の推進に関すること		○		
3 川西市文化協会に関する事務を処理すること。				○
4 ギャラリーかわにしの使用許可を行う				○

こと。				
5 スポーツ振興施策の企画調整及び推進に関すること。		重要なもの		軽易なもの
6 スポーツ推進委員会等開催に関する事務を処理すること。				○
7 市民スポーツ関係団体に関する事務を処理すること。				○
8 社会体育施設及び東久代運動公園の維持管理に関すること。				○
9 東久代運動公園の占用に関すること。		○		

### 2 3 美化衛生部美化推進課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
3 大掃除の実施に関すること。		○		
(略)				

### 2 4 (略)

### 2 5 福祉部地域福祉課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
1 2 高齢者の生きがいづくりに関すること。				○
1 3 住宅確保要配慮				○

者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく居住安定援助計画の認定（居住安定援助の内容及び提供に関する事項に限る。）に関すること。				
--	--	--	--	--

備考（略）

26～28（略）

29 こども未来部こども政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
3 青少年支援施策の推進に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 児童・生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関するものを除く。）の実施に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

30（略）

31 こども未来部こども若者相談センターに関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
7 教育相談に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
8 こども育成支援拠		重要なもの	比較的重要な	軽易なもの

点に関すること。		もの	
----------	--	----	--

32～37 (略)

38 都市政策部建築指導課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				
12 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断及び耐震改修の認定等に関すること。		重要なもの		軽易なもの
(略)				
14 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定に関すること。				○
15 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。				○
16 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。				○

17 (略)	(略)			
18 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく除却の必要性に係る認定及び容積率又は各部分の高さの許可に関すること。		重要なもの		軽易なもの
19～33 (略)	(略)			
34 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事検査に関すること。				○
35 建築基準法及び都市計画法に関する統計調査等の照会、回答、閲覧並びに建築基準法、都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明書、図面等の謄本又は抄本の交付に関すること。				○

39 都市政策部住宅政策課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
(略)				

<p>2 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。</p>		<p>重要なもの</p>	<p>比較的重要なもの</p>	<p>軽易なもの</p>
<p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>			
<p>4 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画の認定及び管理適正化の推進に関すること。</p>		<p>重要なもの</p>		<p>軽易なもの</p>
<p>5 住宅確保要配慮者</p>				<p>○</p>

に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく居住安定援助計画の認定（他部課に属するものを除く。）に関すること。				
6（略）	（略）			

40 都市政策部資産活用課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 普通財産の処分に関すること。	5,000,000円以上10,000,000円未満	1,000,000円以上5,000,000円未満	100,000円以上1,000,000円未満	100,000円未満
2・3（略）	（略）			

41～46 （略）